

○こうち人づくり広域連合事務分掌規則

平成14年12月1日
規則第3号

改正 平成26年2月1日 規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、広域連合長の権限に属する事務を分掌させるための行政組織について必要な事項を定めるものとする。

(事務局の組織)

第2条 事務局に、次のチームを置く。

総務チーム

人づくりチーム

(事務分掌)

第3条 前条に規定するチームの事務分掌は、次のとおりとする。

総務チーム

- (1) 条例、規則に関する事。
- (2) 公告式に関する事。
- (3) 議会に関する事。
- (4) 選挙管理委員会に関する事。
- (5) 監査委員に関する事。
- (6) 公印の看守に関する事。
- (7) 用度に関する事。
- (8) 組織及び職員に関する事。
- (9) 財産管理に関する事。
- (10) 庁内の維持管理、取締に関する事。
- (11) 広聴及び広報に関する事。
- (12) 市町村共済組合、互助会、及び退職手当組合に関する事。
- (13) 庶務、文書の收受、発送に関する事。
- (14) 臨時雇用に関する事。
- (15) 予算及び決算に関する事。
- (16) 財政計画に関する事。
- (17) 財政事情の公表に関する事。
- (18) 指定金融機関に関する事。
- (19) 会計事務に関する事。
- (20) その他、他の所管に属さない事項に関する事。

人づくりチーム

- (1) 広域計画の策定及び改定に関する事。
- (2) 研修事業に関する事。
- (3) 研修支援事業に関する事。
- (4) 人材交流事業に関する事。
- (5) 政策研究事業に関する事。
- (6) 広域連合連絡調整会議に関する事。

(委任)

第4条 この規則で定めるものを除くほか、必要な事項は別の規則で定める。

附 則

この規則は、平成14年12月1日から施行する。

附 則 (平成26年2月1日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。